

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

退職の日が一月一日から四月三十日までの方については、本人からの申出がない場合であっても、未徴収税額を超える給与又は退職手当等の支払がある場合は、一括徴収してください。

														年度		1 現年度		2 新年度		3 両年度	
三木町長殿 令和 年 月 日提出				給与 (特別徴収義務者 と支払者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
					名 称 (氏 名)												担当者の 連 絡 先		所属 氏名 ()		
					個人番号又は 法人番号																
給 与 所 得 者					⑦ 特別徴収税額 (年税額)		⑧ 徴収済額		⑨ 未徴収税額 ⑦－⑧		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未徴収税額 の 徴 収						
フリガナ		生 年 月 日																			
氏 名		年 月 日																			
個 人 番 号																					
1月1日現在の住所		給与の支払を受けなくなった後の住所			千 円		月から 月まで 千 円		千 円		・		1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (理由)						
現 住 所																					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定 額 (上記⑦と同額)		一括徴収した税額は、 月分 (月 日納入) で納入します。		※市町村記入欄		退職者の未徴収税額については、一括徴収の方法にご協力ください。 なお、翌年の1月1日～4月30日までに退職等により徴収できなくなった未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。	
1 異動が令和 年12月31日までで、 申出があったため (月 日申出)		千 円							
2 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収 継続の希望がないため									

◎新しい勤務先（転勤先等）で引き続き特別徴収する場合

月割額 円 を 月から徴収す るよう連絡済です。		給与 (特別徴収義務者 と支払者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			名 称 (氏 名)												受 給 者 番 号		法 人 番 号			
																	電 話 番 号		()	